

機構外での放射線作業の手続き方法

■■■対象者■■■

KEK つくばキャンパス所属の職員等の放射線業務従事者で、KEK つくばキャンパス以外の事業所の放射線管理区域で放射線作業をしようとする者

■■■本件に関する問い合わせ先■■■

放射線事務室

場所：放射線管理棟 1F

内線：5495， 外線：029-864-5495， E-mail：rad-office@ml.post.kek.jp

営業時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～16:00

■■■手続きの流れ■■■

1. 許可手続き書類の作成

「機構外放射線作業従事許可願（様式 6 号）」を作成する。

2. 様式 6 号を放射線事務室に提出

許可を得るために様式 6 号を放射線事務室に提出する。

作業事業所で必要な承諾書等がある場合は添付する。

3. 機構長の許可

機構長の許可がないと機構外での放射線作業はできません。

決められた KEK の放射線教育訓練及び電離健康診断を受けていない場合は許可されません。

4. 機構外での放射線作業

作業事業所で配布された個人線量計と KEK から配布された個人線量計の両方を着用して放射線作業を行う。

5. 作業後の被ばく記録の提出

作業事業所での被ばく記録を得たら放射線事務室に提出する。